

令和 6 年 2 月 2 7 日
電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について 経済産業大臣に建議しました

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について、経済産業大臣に建議しましたので、お知らせいたします。

1. 概要

当委員会では、小売電気事業における市場環境の変化や、小売電気事業者の不適切事案などを踏まえ、下記の内容について、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方に関し、制度設計専門会合で検討しました。

- ① 電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項
- ② ガス小売事業に係る変更登録に関する事項
- ③ 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に関する事項
- ④ 需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項

これらの内容について、昨日開催された第494回電力・ガス取引監視等委員会で審議を行った結果、関係法令等に関し、所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定及びガス事業法第180条第1項の規定に基づき、添付資料のとおり、経済産業大臣に建議しました。

2. 添付資料

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

（本発表資料のお問合せ先）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者：安原、星、山下、古田
電 話：03-3501-1552（直通）